

発行者情報

【表紙】

【公表書類】

【公表日】

【発行者の名称】

【代表者の役職氏名】

【本店の所在の場所】

【電話番号】

【事務連絡者氏名】

【担当 F-A d v i s e r の名称】

【担当 F-A d v i s e r の代表者の役職氏名】

【担当 F-A d v i s e r の本店の所在の場所】

【担当 F-A d v i s e r の財務状況が公表されるウェブサイトのアドレス】

【電話番号】

【取引所金融商品市場等に関する事項】

【公表されるホームページのアドレス】

発行者情報

2024 年 11 月 11 日

株式会社N I C S
(Nippon Information Control System Inc.)

代表取締役社長 山根 慎一郎

岡山県玉野市宇野一丁目 11 番 1 号

(0863)32-5111 (代表)

取締役業務本部長 木村 裕一

フィリップ証券株式会社

代表取締役社長 永堀 真

東京都中央区日本橋兜町 4 番 2 号

<https://www.phillip.co.jp/>

(03)3666-2321

当社は、当社普通株式を2024年12月16日にFukuoka PRO Marketへ上場する予定であります。

上場に際して特定投資家向け取得勧誘又は特定投資家向け売付け勧誘等を実施しないことから、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第110条第3項の規定により、発行者情報に相当する情報を公表いたします。

また、振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目 1 番 1 号

株式会社N I C S

<https://www.nics.ne.jp/>

証券会員制法人福岡証券取引所

<https://www.fse.or.jp/>

【投資者に対する注意事項】

- 1 Fukuoka PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、Fukuoka PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、第一部 第3 4【事業等のリスク】において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
- 2 発行者情報を公表した発行者のその公表の時点における役員（金融商品取引法（以下「法」という。）第21条第1項第1号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者をいう。）は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報が有り、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
- 3 Fukuoka PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、Fukuoka PRO Marketにおいては、F-Adviserが重要な役割を担います。Fukuoka PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例（以下「特例」という。）に従って、各上場会社のために行動するF-Adviserを選任する必要があります。F-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、福岡証券取引所のホームページ等に掲げられるFukuoka PRO Marketに係る諸規則に留意する必要があります。
- 4 福岡証券取引所は、発行者情報の内容（発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部【企業情報】

第1【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第2【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

経営指標等

回次	第51期中	第49期	第50期
会計期間	自2024年1月1日 至2024年6月30日	自2022年1月1日 至2022年12月31日	自2023年1月1日 至2023年12月31日
売上高 (千円)	402,789	635,152	728,160
経常利益 (千円)	39,377	28,877	57,000
中間(当期)純利益又は中 間(当期)純損失(△) (千円)	31,239	△89,525	39,209
純資産額 (千円)	128,392	46,832	87,990
総資産額 (千円)	428,981	332,341	404,467
1株当たり純資産額 (円)	30.43	11.86	22.41
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配 当額) (円)	— (—)	— (—)	201.07 (—)
1株当たり中間(当期) 純利益又は1株当たり当 期純損失(△) (円)	7.62	△23.40	10.05
潜在株式調整後1株当 たり中間(当期)純利益 (円)	—	—	—
自己資本比率 (%)	29.8	13.9	21.6
自己資本利益率 (%)	29.0	△100.4	58.7
株価収益率 (%)	—	—	—
配当性向 (%)	—	—	20.0
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	162,220	1,226	△12,053
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	18,804	△10,543	△4,361
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	△52,568	△11,022	21,156
現金及び現金同等物の 中間期末(期末)残高 (千円)	170,051	36,853	41,595
従業員数 (名)	76	76	77

- (注) 1. 当社は(中間)連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため記載しておりません。
3. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、第49期は1株当たり当期純損失であり、また、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため記載しておりません。
4. 株価収益率については、当社株式が非上場であるため記載しておりません。
5. 従業員数は就業人員を記載しております。
6. 特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第110条第5項の規定に基づき、第50期(2023年1月1日から2023年12月31日まで)の財務諸表についてイースト・サン監査法人の監査を受けておりますが、第49期の財務諸表については、当該監査を受けておりません。また、同規程の特例第128条第3項の規定に基づき、第51期中(2024年1月1日から2024年6月30日まで)の中間財務諸表について、イースト・サン監査法人の中間監査を受けております。

2【事業の内容】

当中間会計期間において、当社が営む事業について重要な変更はありません。

3【関係会社の状況】

該当事項はありません。

4【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

2024年6月30日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
76	43.9	17.3	4,473

セグメントの名称	従業員数(人)
全社(共通)	76
合計	76

- (注) 1. 従業員数は就業人員です。出向者及び臨時雇用者は含まれておりません。
2. 平均年間給与には、基準外賃金を含んでおります。
3. 当社はシステム開発事業の単一セグメントのため、セグメントの名称を全社(共通)としております。

(2) 労働組合の状況

当社において労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第3【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

当中間会計期間における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症も落ち着き、経済社会活動の正常化による個人消費や、海外からの来日観光客も徐々に戻って来るなど、一部では落ち着きを取り戻しつつあるものの、ロシア・ウクライナ情勢の長期化に起因する原材料価格の高騰や物価上昇、円安の長期化などの先行き不透明な状況が続いております。こうした状況の下、当社が属するソフトウェア業界は人材不足が続く中、DXやAI関連の需要は拡大しており堅調な伸長を見せております。このような環境の中、当社においてもソフトウェア開発の引き合いは活況であり、請負工事の売上は198,842千円、準委任／派遣の売上は98,653千円と、いずれも伸長いたしました。またソフトウェア開発に付随するハードウェアの売上において特需が発生するなど、SI営業部の売上は104,169千円と、半期で対年初予算比75%の実績となりました。以上の結果、当中間会計期間の売上高は402,789千円、営業利益は38,547千円、経常利益は39,377千円、中間純利益31,239千円となりました。当中間会計期間は、ほぼ全ての工事が、不具合や戻り作業がなく堅調に推移したこと、AI活用等による生産性の向上が見られたことなどが主な要因で堅調に推移しております。なお、当中間会計期間は中間財務諸表の作成初年度であるため、前年同期との比較分析は行っておりません。また、当社はソフトウェア事業の単一セグメントのため、セグメント別の記載を省略しております。

(2) キャッシュ・フローの状況

当中間会計期間末における現金及び現金同等物(以下「資金」という)の残高は170,051千円(前事業年度末比128,455千円増加)となりました。各キャッシュ・フローの状況とその主な要因は以下の通りであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果獲得した資金は162,220千円となりました。主な増加要因は売上債権の減少額95,873千円、その他負債の増加額42,050千円によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果獲得した資金は18,804千円となりました。主な増加要因は投資有価証券の売却による収入20,201千円によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果使用した資金は52,568千円となりました。主な減少要因は短期借入金の純減少額50,000千円によるものであります。

2【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

該当事項はありません。

(2) 受注実績

当中間会計期間における受注実績をサービスごとに示すと、次のとおりとなります。

サービスの名称	受注高 (千円)	前年同期比 (%)	受注残高 (千円)	前年同期比 (%)
システム開発サービス	437,789	—	206,407	—
SIサービス	104,138	—	—	—
その他	1,155	—	—	—
合計	543,082	—	206,407	—

(注) 1. 当社は、当中間会計期間より中間財務諸表を作成しているため、前年同期実績との比較分析は行っておりません。

2. 当社は、システム開発事業の単一セグメントであるため、サービス別の受注実績を記載しております。

3. 主な相手先別の受注実績の総受注実績に対する割合は次のとおりです。

相手先	当中間会計期間 (自 2024年1月1日 至 2024年6月30日)	
	金額 (千円)	割合 (%)
株式会社三井E & S	251,438	46.3
三井E & Sシステム技研株式会社	61,740	11.4

(3) 販売実績

当中間会計期間における販売実績をサービスごとに示すと、次のとおりとなります。

サービスの名称	当中間会計期間 (自 2024年1月1日 至 2024年6月30日)	前年同期比 (%)
システム開発サービス	297,496	—
SIサービス	104,138	—
その他	1,155	—
合計 (千円)	402,789	—

(注) 1. 当社は、当中間会計期間より中間財務諸表を作成しているため、前年同期実績との比較分析は行っておりません。

2. 当社は、システム開発事業の単一セグメントであるため、サービス別の受注実績を記載しております。

3. 主な相手先別の販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりです。

相手先	当中間会計期間 (自 2024 年 1 月 1 日 至 2024 年 6 月 30 日)	
	金額 (千円)	割合 (%)
株式会社三井 E & S	189,044	46.9
三井 E & S システム技研株式会社	52,985	13.2

3 【対処すべき課題】

当中間会計期間において、当社が対処すべき課題について、重要な変更はありません。

4 【事業等のリスク】

当中間会計期間において、当発行者情報に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある新たな事業等のリスクの発生、又は 2024 年 7 月 4 日に公表した発行者情報に記載した「事業者のリスク」についての重要な変更はありませんが、当社株式の証券会員制法人福岡証券取引所が運営を行っております証券市場 Fukuoka PRO Market の上場維持の前提となる契約に関し、以下に記載いたします。

＜担当 F-Adviser との契約について＞

当社は、証券会員制法人福岡証券取引所が運営を行っております証券市場 Fukuoka PRO Market に上場予定です。当社はフィリップ証券株式会社を 2024 年 9 月 13 日開催の取締役会において、担当 F-Adviser に指定することを決議し、2024 年 9 月 17 日にフィリップ証券株式会社との間で、担当 F-Adviser 契約（以下「当該契約」といいます。）を締結しております。当該契約は、Fukuoka PRO Market における当社株式の新規上場及び上場維持の前提となる契約であり、当該契約を解除し、かつ、他の担当 F-Adviser を確保できない場合、当社株式は Fukuoka PRO Market から上場廃止となります。当該契約における契約解除に関する条項及び契約解除に係る事前催告に関する事項は以下のとおりです。

なお、本発行者情報の公表日現在において、当該契約の解除条項に該当する事象は生じておりません。

1. F-Adviser 契約解除に関する条項

当社が次のいずれかに該当する場合には、フィリップ証券株式会社は F-Adviser 契約（以下「本契約」という。）を即日無催告解除することができる。

(1) 債務超過

当社がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合において、1 年以内に債務超過の状態から脱却しえなかったとき、すなわち債務超過の状態となった事業年度の末日の翌日から起算して 1 年を経過する日（当該 1 年を経過する日が当社の事業年度の末日に当たらないときは、当該 1 年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間（以下この項において「猶予期間」という。）において債務超過の状態から脱却しえなかった場合。但し、当社が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該 1 年を経過した日から起算して 1 年以内に債務超過の状態から脱却することを計画している場合（フィリップ証券株式会社が適当と認める場合に限る。）には、2 年以内（審査対象事業年度の末日の翌日から起算して 2 年を経過する日（猶予期間の最終日の翌日から起算して 1 年を経過する日が当社の事業年度の末日に当たらないときは、当該 1 年を経過する日後最初に到来する事業年度の末日）までの期間内）に債務超過の状態から脱却しえなかったとき。

なお、フィリップ証券株式会社が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、猶予期間の最終日の属する連結会計年度（当社が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度）に係る決算の内容を開示するまでの間において、再建計画（本号但し書に定める 1 年以内に債務超過の状態でなくなるための計画を含む。）を公表している当社を対象とし、当社が提出する当該再建計画並びに次の a 及び b に定める書類に基づき行う。

a 次の(a)又は(b)の場合の区分に従い、当該(a)又は(b)に規定する書面

(イ) 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面

(ロ) 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合
 該当再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

- b 本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

(2) 銀行取引の停止

当社が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった旨の報告を書面で受けた場合

(3) 破産手続、再生手続又は更生手続

当社が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合（当社が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他当社が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったとフィリップ証券株式会社が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

- a 当社が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合

当社から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日

- b 当社が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することの取締役会の決議を行った場合、当社から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であるとフィリップ証券株式会社が認めた日）
- c 当社が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限る。）

当社から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

(4) 前号に該当することとなった場合においても、以下に定める再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

再建計画とは次のaないしcの全てに該当するものをいう。

- a 次の(イ)又は(ロ)に定める場合に従い、当該(イ)又は(ロ)に定める事項に該当すること。

(イ) 当社が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること

(ロ) 当社が前号cに規定する合意を行った場合

当該再建計画が、前号cに規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。

- b 当該再建計画に次の(イ)及び(ロ)に掲げる事項が記載されていること。

(イ) 当該上場有価証券の全部を消却するものでないこと

(ロ) 前aの(イ)に規定する見込みがある旨及びその理由又は同(ロ)に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容

- c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でない認められるものでないこと

(5) 事業活動の停止

当社が事業活動を停止した場合（当社及びその連結子会社の事業活動が停止されたとフィリップ証券株式会社が認めた場合をいう）又はこれに準ずる状態になった場合。

なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他当社が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合とフィリップ証券株式会社が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

- a 当社が、合併により解散する場合のうち、合併に際して当社の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の(イ)又は(ロ)に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の3日前（休業日を除外する。）の日

(イ) Fukuoka PRO Marketの上場株券等

(ロ) 上場株券等が、その発行者である当社の合併による解散により上場廃止となる場合 当該合併に係る新設会社若しくは存続会社又は存続会社の親会社（当該会社が発行者である株券等を当該合併に際して交付する場合に限る。）が上場申請を行い、速やかに上場される見込みのある株券等

- b 当社が、前 a に規定する合併以外の合併により解散する場合は、当社から当該合併に関する株主総会（普通出資者総会を含む。）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。）についての書面による報告を受けた日）
 - c 当社が、a 及び前 b に規定する事由以外の事由により解散する場合（(3) b の規定の適用を受ける場合を除く。）は、当社から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日
- (6) 不適当な合併等

甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類する行為（i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、ii 非上場会社を子会社化する株式交付、iii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iv 非上場会社からの事業の譲受け、v 会社分割による他の者への事業の承継、vi 他の者への事業の譲渡、vii 非上場会社との業務上の提携、viii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、ix その他非上場会社の吸収合併又はこれら i から viii までと同等の効果をもたらすと認められる行為）を行った場合で、甲が実質的な存続会社でないと乙が認めた場合。
- (7) 支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により支配株主が異動した場合（当該割当により支配株主が異動した場合及び当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合）において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されているとフィリップ証券株式会社が認めるとき
- (8) 有価証券報告書又は四半期報告書ならびに発行者情報等の提出遅延

当社が提出の義務を有する有価証券報告書又は四半期報告書ならびに発行者情報等につき、法令及び上場規程等に定める期間内に提出しなかった場合で、フィリップ証券株式会社がその遅延理由が適切でないと判断した場合
- (9) 虚偽記載又は不適正意見等

次の a 又は b に該当する場合

 - a 当社が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であるとフィリップ証券株式会社が認める場合
 - b 当社の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（天災地変等、当社の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。以下この b において同じ。）が記載され、かつ、その影響が重大であるとフィリップ証券株式会社が認める場合
- (10) 法令違反及び上場規程違反等

当社が重大な法令違反又は上場規程に関する重大な違反を行った場合
- (11) 株式事務代行機関への委託

当社が株式事務を証券会員制法人福岡証券取引所の承認する株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合
- (12) 株式の譲渡制限

当社が当該銘柄に係る株式の譲渡につき制限を行うこととした場合
- (13) 完全子会社化

当社が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合
- (14) 指定振替機関における取扱い

当社が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合
- (15) 株主の権利の不当な制限

株主の権利内容及びその行使が不当に制限されているとして、当社が次の a から g までのいずれかに掲げる行為を行っているとしてフィリップ証券株式会社が認めた場合でかつ株主及び投資者の利益を侵害するおそれ大きいとしてフィリップ証券株式会社が認める場合、その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されているとしてフィリップ証券株式会社が認めた場合。

 - a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策（以下「ライツプラン」という。）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入（実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く。）
 - b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入
 - c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（持株会社である当社の主要な事業を行っている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を当社以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が当社に対する買収の実現を困難にする方策であるとフィリップ証券株式会社が認めるときは、当社が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして

取り扱う。)

- d 上場株券等について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定
- e 上場株券等より議決権の多い株式(取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等が上場株券等より低い株式をいう。)の発行に係る決議又は決定
- f 議決権の比率が300%を超える第三者割当に係る決議又は決定。ただし、株主及び投資者の利益を侵害するおそれが少ないとフィリップ証券株式会社が認める場合は、この限りでない。
- g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定

(16) 全部取得

当社が当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合

(17) 反社会的勢力の関与

当社が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態がFukuoka PRO Market に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したとフィリップ証券株式会社が認めるとき

(18) その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、フィリップ証券(株)もしくは証券会員制法人福岡証券取引所が当該銘柄の上場廃止を適当と認めた場合

2. F-Adviser 契約解除に係る事前催告に関する事項

- (1) 当社又はフィリップ証券株式会社のいずれかが、当該契約に基づく義務の履行を怠り、又は、その他本契約違反を犯した場合、相手方は、相当の期間(特段の事情のない限り1ヵ月とする。)を定めてその違反の是正又は義務の履行を書面で催告し、その催告期間内にその違反の是正又は義務の履行がなされなかったときは本契約を解除することができる。
- (2) 前項の定めにかかわらず、当社及びフィリップ証券株式会社は、合意により本契約期間中いつでも当該契約を解除することができる。また、いずれかの当事者から相手方に対し、1ヵ月前に書面で通知することにより当該契約を解除することができる。
- (3) 契約解除する場合、特段の事情のない限りフィリップ証券株式会社は、あらかじめ当該契約を解除する旨を証券会員制法人福岡証券取引所に通知しなければならない。

5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中における将来に関する事項は、当中間会計期間の末日現在において当社が判断したものであります。

(1)重要な会計方針及び見積り

当社の中間財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づき作成されております。この中間財務諸表の作成にあたって、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者は、これらの見積りについて、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りと異なる場合があります。

(2)財政状態の分析

(流動資産)

当中間会計期間末における流動資産の残高は 306,004 千円で、前事業年度末に比べ 31,125 千円増加しております。現金及び預金の増加 128,455 千円、受取手形の減少 30,100 千円、売掛金の減少 10,723 千円、契約資産の減少 55,049 千円が主な変動要因であります。

(固定資産)

当中間会計期間末における固定資産の残高は 122,977 千円で、前事業年度末に比べ 6,611 千円減少しております。投資有価証券の減少 12,575 千円が主な変動要因であります。

(流動負債)

当中間会計期間末における流動負債の残高は 163,331 千円で、前事業年度末に比べ 14,471 千円減少しております。短期借入金の減少 50,000 千円、未払金の増加 18,053 千円、前受金の増加 25,514 千円が主な変動要因であります。

(固定負債)

当中間会計期間末における固定負債の残高は 137,257 千円で、前事業年度末に比べ 1,415 千円減少しております。長期借入金の減少 7,516 千円、リース債務の増加 4,135 千円、役員退職慰労引当金の増加 1,560 千円がその主な変動要因であります。

(純資産)

当中間会計期間末における純資産の残高は128,392千円で、前事業年度末に比べ40,401千円増加しております。当中間会計期間の中間純利益による増加31,239千円、資本金の増加18,000千円、配当金の支払による減少7,839千円がその主な変動要因であります。

(3)経営成績の分析

「1【業績等の概要】 (1)業績」に記載の通りであります。

(4)キャッシュ・フローの分析

「1【業績等の概要】 (2)キャッシュ・フローの状況」に記載の通りであります。

第4【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当中間会計期間において実施した設備投資の総額は5,671千円であります。内訳は次のとおりであります。

開発設備 開発用パソコン 5,671千円

2【主要な設備の状況】

当社は、本社以外に国内に1ヶ所の事業所、1ヶ所の事務所と1ヶ所の営業所を有しております。

以上のうち、主要な設備は、以下のとおりであります。

2024年6月30日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額						従業員数 (人)
		建物 (千円)	工具器具 および備品 (千円)	土地 (千円) (面積㎡)	リース資産 (千円)	その他 (千円)	合計 (千円)	
本社 (岡山県玉野市宇野)	統括業務施設	5,850	1,810	3,500 (202.4)	7,395	962	19,519	76

(注) 1. 本社建物、事業所、事務所、営業所はいずれも賃借物件であります。

2. 当社は、システム開発事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

3【設備の新設、除却等の計画】

該当事項はありません。

第5【発行者の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数 (株)	未発行株式数 (株)	中間会計期間末現在発行数 (株) (2024年6月30日)	公表日現在発行数(株) (2024年11月11日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	16,400,000	12,000,000	4,400,000	4,400,000	東京証券取引所 (TOKYO PRO Market)	単元株式数100株
計	16,400,000	12,000,000	4,400,000	4,400,000	—	—

(2)【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

第1回新株予約権（2021年12月17日臨時株主総会決議）

	中間会計期間末現在 (2024年6月30日)	公表日の前月末現在 (2024年10月31日)
新株予約権の数（個）	77,000	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	77,000（注） 1、3	同左
新株予約権の行使時の払込金額（円）	44（注） 2、3	同左
新株予約権の行使期間	自 2023年12月18日 至 2031年12月16日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 44（注） 3、4 資本組入額 22（注） 3、4	同左
新株予約権の行使の条件	①新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。 ②新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。 ③本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。 ④各本新株予約権 1 個未満の行	同左

	使を行うことはできない。	
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要するものとします。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \frac{\text{調整前付与株式数}}{\text{数}} \times \text{分割（または併合）の比率}$$

2. 当社が行使価額を下回る払込金額で新株の発行又は自己株式の処分をするときは、次の算式により行使価額を調整し、調整によって生じる 1 円未満の端数は切上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\frac{\text{既発行株式数}}{\text{既発行株式数}} + \frac{\text{新規発行株式数}}{\text{新規発行前の 1 株あたりの時価}} \times 1 \text{ 株あたり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（または併合）の比率}}$$

3. 2024 年 3 月 29 日開催の定時株主総会決議により、2024 年 3 月 29 日付で普通株式 1 株を 100 株に分割したことにより、「新株予約権の目的となる株式の数」「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

4. 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- ① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とする。計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- ② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

5. 新株予約権の取得に関する事項

- ① 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約、株式交付計画もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
- ② 新株予約権者が権利行使をする前に、「新株予約権の行使の条件」に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

第 2 回新株予約権（2021 年 12 月 17 日臨時株主総会決議）

	中間会計期間末現在 (2024年6月30日)	公表日の前月末現在 (2024年10月31日)
新株予約権の数（個）	8,000	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	8,000（注）1、3	同左
新株予約権の行使時の払込金額（円）	44（注）2、3	同左

新株予約権の行使期間	自 2021年12月27日 至 2036年12月26日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 44（注）3、4 資本組入額 22（注）3、4	同左
新株予約権の行使の条件	①新株予約権の割り当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、本新株予約権の割当日から行使期間の満了日までにおいて次に掲げる事由のいずれかが生じた場合には、残存するすべての本新株予約権を行使することができないものとする。 (a)44 円（ただし、上記新株予約権の行使に際して出資される財産の価格又はその算定方法において定められた行使価額同様に適切に調整されるものとする）を下回る価格を対価とする当社普通株式の発行等が行われたとき（ただし、払込金額が会社法第199条第3項・同第200条第2項に定める「特に有利な金額である場合」及び普通株式の株価とは異なると認められる価格である場合並びに当該株式の発行等が株主割当てによる場合等を除く）。 (b)44 円（ただし、上記新株予約権の行使に際して出資される財産の価格又はその算定方法において定められた行使価額同様に適切に調整されるものとする）を下回る価格を行使価額とする新株予約権の発行が行われたとき（ただし、当該行使価額が当該新株予約権の発行時点における当社普通株式の株価と異なる価格に設定されて発行された場合を除く）。 (c)本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、44 円（ただし、	同左

	上記新株予約権の行使に際して出資される財産の価格又はその算定方法において定められた行使価額同様に適切に調整されるものとする)を下回る価格を対価とする売買その他の取引が行われたとき(ただし、当該取引時点における株価よりも著しく低いと認められる価格で取引が行われた場合を除く)。 (d)本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合、上場日以降、当該金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が44円(ただし、上記新株予約権の行使に際して出資される財産の価格又はその算定方法において定められた行使価額同様に適切に調整されるものとする)を下回る価格となったとき ②新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社の子会社もしくは関連会社の取締役、監査役もしくは従業員または顧問もしくは業務委託先であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。 ③新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。 ④本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなる場合は、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。 ⑤各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。	
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要するものとします。	同左
代用払込みに関する事項	—	—

組織再編成行為に伴う新株予約権の 交付に関する事項	—	—
------------------------------	---	---

(注) 1. なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \frac{\text{調整前付与株式数}}{\text{数}} \times \text{分割（または併合）の比率}$$

2. また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \left(\frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}} \right)}{1}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（または併合）の比率}}$$

3. 2024年3月29日開催の定時株主総会決議により、2024年3月29日付で普通株式1株を100株に分割したことにより、「新株予約権の目的となる株式の数」「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。
4. 増加する資本金及び資本準備金に関する事項
- ① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
 - ② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
5. 新株予約権の取得に関する事項
- ① 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約、株式交付計画もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
 - ② 新株予約権者が権利行使をする前に、「新株予約権の行使の条件」に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

第3回新株予約権（2021年12月17日臨時株主総会決議）

	中間会計期間末現在 (2024年6月30日)	公表日の前月末現在 (2024年10月31日)
新株予約権の数（個）	400,000	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	400,000（注）1、3	同左
新株予約権の行使時の払込金額（円）	44（注）2、3	同左
新株予約権の行使期間	自 2021年12月27日 至 2036年12月26日	同左

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 44（注） 3、4 資本組入額 22（注） 3、4	同左
新株予約権の行使の条件	①新株予約権の割り当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、本新株予約権の割当日から行使期間の満了日までにおいて次に掲げる事由のいずれかが生じた場合には、残存するすべての本新株予約権を行使することができないものとする。 （a） 44 円（ただし、上記新株予約権の行使に際して出資される財産の価格又はその算定方法において定められた行使価額同様に適切に調整されるものとする）を下回る価格を対価とする当社普通株式の発行等が行われたとき（ただし、払込金額が会社法第 199 条第 3 項・同第 200 条第 2 項に定める「特に有利な金額である場合」及び普通株式の株価とは異なると認められる価格である場合並びに当該株式の発行等が株主割当てによる場合等を除く）。 （b） 44 円（ただし、上記新株予約権の行使に際して出資される財産の価格又はその算定方法において定められた行使価額同様に適切に調整されるものとする）を下回る価格を行使価額とする新株予約権の発行が行われたとき（ただし、当該行使価額が当該新株予約権の発行時点における当社普通株式の株価と異なる価格に設定されて発行された場合を除く）。 （c）本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、44 円（ただし、上記新株予約権の行使に際して出資される財産の	同左

	価格又はその算定方法において定められた行使価額同様に適切に調整されるものとする)を下回る価格を対価とする売買その他の取引が行われたとき(ただし、当該取引時点における株価よりも著しく低いと認められる価格で取引が行われた場合を除く)。 (d)本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合、上場日以降、当該金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が44円(ただし、上記新株予約権の行使に際して出資される財産の価格又はその算定方法において定められた行使価額同様に適切に調整されるものとする)を下回る価格となったとき ②本新株予約権者は、新株予約権の権利行使時において、当社または当社の子会社もしくは関連会社の取締役、監査役もしくは従業員または顧問もしくは業務委託先であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。 ③本新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。 ④本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなる場合は、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。 ⑤本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。	
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要するものとします。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1. なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同

じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \frac{\text{調整前付与株式数}}{\text{数}} \times \text{分割（または併合）の比率}$$

2. また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（または併合）の比率}}$$

3. 2024年3月29日開催の定時株主総会決議により、2024年3月29日付で普通株式1株を100株に分割したことにより、「新株予約権の目的となる株式の数」「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

4. 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- ① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- ② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

5. 新株予約権の取得に関する事項

- ① 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約、株式交付計画もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。ただし、当社と契約関係にある信託会社が本新株予約権者である場合にはこの限りではない。
- ② 新株予約権者が権利行使をする前に、「新株予約権の行使の条件」に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。ただし、当社と契約関係にある信託会社が本新株予約権者である場合にはこの限りではない。

※第3回新株予約権の状況の補足事項

当社の代表取締役社長である山根慎一郎は、発行会社の成長に真摯に取り組む役職員や社外協力者に対して自らの出捐において新株予約権を交付し、当社の成長にともなう経済的利益を共有するため、2021年12月17日開催の取締役会決議に基づき、2021年12月24日付でコタエル信託株式会社を受託者として、「時価発行新株予約権設定信託®」締結しました。本信託は3つの契約（T0101-211224 から T0103-211224 まで）により構成され、それらの概要は以下のとおりであります。

名称	時価発行新株予約権®（一括交付タイプ）
委託者	山根 慎一郎
受託者	コタエル信託株式会社
信託契約日	2021年12月24日
信託の種類と新株予約権数	(T0101-211224) 第3回新株予約権 200,000 個 (T0102-211224) 第3回新株予約権 100,000 個 (T0103-211224) 第3回新株予約権 100,000 個
受益者指定日	(T0101-211224) 2024年12月末日（当該日が受託者の休業日の場合には前営業日。以下同じ） (T0102-211224) 2029年12月末日またはグロース市場に上場した日から6か月が経過

	した日のいずれか早い日 (T0103-211224) 2034 年 12 月末日またはスタンダードに上場変更した日のいずれか早い日
信託の目的	委託者は、当社代表取締役社長として、発行会社の成長に真摯に取り組む役員や社外協力者に対して自らの出捐において新株予約権を交付し、もって、当社の成長にともなう経済的利益を共有したいと希望している。そこで委託者は、時価発行新株予約権信託®を導入し、委託者の出捐で受託者に当社の新株予約得権を取得させるとともに、当社を受益者指定権者とする事で、当社の企業価値向上に持続的かつ精力的に貢献する意思と能力を備えた者を一定期間観察しながら当社に選別させ、受託者をして、それらの者に新株予約権を交付させることを目的とする。
受益者適格要件	当社の役員及び従業員並びに顧問契約・業務委託契約を締結している者のうち、当社の交付ガイドラインに定める一定の条件を満たす者を受益候補者とし、当社が指定し、本信託（第3回新株予約権）に係る信託契約の定めるところにより、受益者として確定した者を受益者とする。 ①推薦による新株予約権の配分 当社取締役会の推薦のあった対象者のなかから当社の評価委員会において推薦枠の対象となる者を選出し、その者に付与されるポイント数の按分によって行う。 ②役職員のタイトルに基づく新株予約権の配分 2022 年以降に在籍する役職員のタイトルに応じて付与されるポイント数の按分によって行う。 ③人事評価に基づく配分 1 年ごとに実施される人事評価の結果に応じて付与されるポイント数の按分によって行う。

なお、本信託は「信託型ストックオプション」（以下「信託ＳＯ」といいます。）であり、国税庁が 2023 年 5 月 30 日に発表した「ストックオプションに対する課税（Ｑ＆Ａ）」において、受益者の課税に関する見解が示されております。この見解によれば、役職員が信託型ストックオプションを行使し株式を取得した場合、権利行使時点で経済的利益が給与所得として認識され課税が発生すること、また、会社は源泉所得税を納める義務を負うこととされております。当社は信託ＳＯを導入済みであるものの、本書提出日現在において受益者は確定しておらず、また、当然に従業員による権利行使は発生していないことから、信託ＳＯによる過年度の税負担の見直し等の影響は一切ありません。もっとも、同スキームの採用も含め、本信託の今後の取り扱いについては、社内及び外部専門家と協議し決定する方針であります。

(3) 【ＭＳＣＢ等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金 増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2024年3月29日	4,359,000	4,400,000	18,000	43,000	—	10,270

(注) 1 2024 年 3 月 29 日付で普通株式 1 株につき 100 株の割合で株式分割を行い、発行済株式総数が 4,059,000 株増加しております。

2 2024 年 3 月 29 日を払込期日とする有償第三者割当による増資により、発行済株式総数が 300,000 株、資本金が 18,000 千円増加しております。

(6) 【大株主の状況】

2024年6月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に 対する所有 株式数の割 合(%)
山根 慎一郎	岡山県岡山市北区	2,100,000	50.00
山根 光恵	香川県香川郡直島町	920,000	21.90
大阪中小企業投資育成株式会社	大阪府大阪市北区 中之島三丁目3番23号	300,000	7.14
山根 英雄	東京都江東区	240,000	5.71
岩田 涼子	神奈川県茅ヶ崎市	140,000	3.33
岩田 ゆうわ	神奈川県茅ヶ崎市	100,000	2.38
合同会社玉事務所	岡山県岡山市北区問屋町 26番地108リビンコート スタイル問屋町1003号	100,000	2.38
おかやま信用金庫	岡山県岡山市北区 柳町一丁目11番21号	100,000	2.38
公益財団法人大原芸術財団	岡山県倉敷市 中央一丁目1番15号	100,000	2.38
公益財団法人みんなでつくる財団おかやま	岡山県総社市 中央二丁目2番8号	100,000	2.38
計	—	4,200,000	100.00

(注)

1. 所有株式数と株式の総数に対する所有株式数の割合は、当社所有の自己株式200,000株を除いて記載しております。
2. 株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2024年6月30日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	普通株式200,000	—	—
完全議決権株式（その他）	普通株式4,200,000	42,000	権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	4,400,000	—	—
総株主の議決権	—	42,000	—

② 【自己株式等】

2024年6月30日現在

所有者の 氏名又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総 数 に対する所有 株式数の割合 (%)
株式会社 NICS	岡山県玉野市宇野 一丁目11番1号	200,000	—	200,000	4.5
計	—	200,000	—	200,000	4.5

2 【株価の推移】

【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	2024年1月	2月	3月	4月	5月	6月
最高（円）	—	—	—	—	—	—
最低（円）	—	—	—	—	—	—

（注）1. 当社株式は2024年8月8日付で東京証券取引所（TOKYO PRO Market）へ上場したため、それ以前の株価について該当事項はありません

3【役員の状況】

男性7名 女性1名 （役員のうち女性の比率12.5%）

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	報酬	所有株式数 (千株)
代表取締役	社長	山根 慎一郎	1967年 12月15日生	1991年4月 2000年10月 2002年4月 2004年2月 2005年5月 2021年9月	キヤノン販売株式会社 (現 キヤノンマーケティングジャパン株式会社) 入社 株式会社日本情報管理システム (現当社) 入社 当社 取締役就任 当社 代表取締役社長就任 (現任) 株式会社岡山トスパック 代表取締役就任 社団法人システムエンジニアリング岡山 (一般社団法人へ改組) 理事就任 (現任) 合同会社玉事務所 代表社員就任 (現任)	(注)1	(注)3	2,100
専務取締役	—	下方 作治	1949年 11月24日生	1968年3月 1970年3月 1974年4月 1974年11月 2000年4月 2004年5月 2021年2月	山陽三菱自動車販売株式会社 入社 株式会社栄光設計 入社 山根船舶工業株式会社 入社 株式会社日本情報管理システム (現当社) 入社 当社 常務取締役就任 株式会社岡山トスパック 取締役就任 当社 専務取締役就任 (現任)	(注)1	(注)3	—
取締役	システム 本部長	遠藤 実	1974年 2月27日生	2001年4月 2019年1月 2023年3月	株式会社日本情報管理システム (現当社) 入社 当社 システム本部第二システム部部長就任 当社 取締役システム本部長就任 (現任)	(注)1	(注)3	—
取締役	営業 本部長	佐用 雅史	1965年 1月12日生	1987年12月 2004年4月 2023年3月	株式会社日本情報管理システム (現当社) 入社 当社 営業本部システム営業部部長就任 当社 取締役営業本部長就任 (現任)	(注)1	(注)3	—
取締役	業務 本部長	木村 裕一	1963年 6月27日生	1986年4月 2023年7月	玉野信用金庫 (現 おかやま信用金庫) 入庫 当社 取締役業務本部長就任 (現任)	(注)1	(注)3	—
常勤 監査役	—	須和田 庸二	1957年 5月8日生	1980年4月 2003年3月 2017年5月 2024年3月	株式会社日本情報管理システム (現当社) 入社 当社 営業本部システム営業グループ部長就任 当社 内部監査室担当 当社 監査役就任 (現任)	(注)2	(注)3	—
監査役	—	石田 麻衣	1976年 9月12日生	2013年5月 2014年1月 2021年4月 2021年12月	弁護士登録 太陽綜合法律事務所入所 あち倉敷法律事務所設立 (現任) 当社 監査役就任 (現任)	(注)2	(注)3	—

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	報酬	所有 株式数 (千株)
監査役	—	大倉 宏治	1971 年 8 月 22 日生	1994 年 4 月 監査法人朝日新和会計社 (現 有限責任あずさ監査法人)入所 1996 年 11 月 朝日アーサーアンダーセン株式会社 (現 PwC コンサルティング合同会社) 入社 2002 年 9 月 株式会社トーマツコンサルティング (現 デロイト トーマツ コンサルティング合同会社)入 社 2008 年 10 月 株式会社 GLOCAL 代表取締役就任 (現任) 2010 年 4 月 カジノン株式会社 取締役就任 (現任) 2011 年 9 月 社会医療法人盛全会 監事就任 2012 年 9 月 公益財団法人みんなでつくる財団おかやま 監事就任(現任) 2013 年 12 月 一般社団法人岡山日仏協会 理事就任 (現任) 2014 年 4 月 地方独立行政法人岡山市立総合医療センター 監事就任 (現任) 2015 年 8 月 tetta 株式会社 監査役就任 2015 年 11 月 株式会社みせサボ 代表取締役就任 (現任) 2017 年 6 月 公益財団法人岡山市シルバー人材センター 監事就任(現任) 2018 年 7 月 株式会社新日本機能食品 監査役就任 2019 年 10 月 イノベーションヒルズ株式会社 監査役就任 (現任) 2020 年 6 月 石垣食品株式会社 取締役 (監査等委員) 就任(現任) 2020 年 6 月 特定非営利活動法人だっぴ 理事就任 (現任) 2020 年 6 月 アスカ・ワールド・コンサルタント株式会社 監査役就任 (現任) 2020 年 11 月 株式会社ふるプロ 監査役就任 (現任) 2021 年 2 月 当社 監査役就任 (現任) 2021 年 2 月 特定非営利活動法人ハート・オブ・ゴールド 理事就任 (現任) 2021 年 4 月 一般社団法人吉備高原オープンイノベーション協会 会計監査人就任 (現任) 2021 年 10 月 株式会社山陰綜合会計 代表取締役就任 (現任) 2021 年 10 月 株式会社G I N 代表取締役就任 (現任) 2022 年 3 月 tetta 株式会社 監査役就任 (現任)	(注) 2	(注) 3	—
計							2,100

- (注) 1. 取締役の任期は、2023年12月期に係る定時株主総会終結の時から2025年12月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
2. 監査役の任期は、2023年12月期に係る定時株主総会終結の時から2027年12月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
3. 2023年12月期における役員報酬の総額は15,324千円を支給しております。
4. 監査役 石田麻衣、大倉宏治は社外監査役であります。

第6【経理の状況】

1 中間財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)に基づいて作成しております。
- (2) 当社の中間財務諸表は、証券会員制法人福岡証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第6項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しております。
- (3) 当社は、当中間会計期間(2024年1月1日から2024年6月30日まで)より中間財務諸表を作成しているため、比較情報を記載しておりません。

2 監査証明について

当社は、証券会員制法人福岡証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第5項の規定に基づき、当中間会計期間(2024年1月1日から2024年6月30日まで)の中間財務諸表について、イースト・サン監査法人により監査を受けております。

3 中間連結財務諸表について

当社は、子会社がありませんので、中間連結財務諸表を作成しておりません。

1 【中間財務諸表等】

(1) 【中間財務諸表】

① 【中間貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2023 年 12 月 31 日)	当中間会計期間 (2024 年 6 月 30 日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	41,595	170,051
受取手形	53,100	23,000
売掛金	106,371	95,648
契約資産	63,830	8,780
商品及び製品	5,279	4,224
貯蔵品	399	72
前払費用	3,049	4,064
その他	1,252	161
流動資産合計	274,878	306,004
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	6,354	5,850
工具、器具及び備品（純額）	2,309	1,810
リース資産	2,680	7,395
土地	3,500	3,500
有形固定資産合計	※ 1 14,844	※ 1 18,556
無形固定資産		
ソフトウェア	1,190	880
その他	82	82
無形固定資産合計	1,272	962
投資その他の資産		
出資金	70	70
投資有価証券	15,146	2,570
敷金及び保証金	6,765	6,765
保険積立金	67,761	68,473
繰延税金資産	23,481	25,347
その他	245	231
投資その他の資産合計	113,470	103,458
固定資産合計	129,588	122,977
資産合計	404,467	428,981

(単位：千円)

	前事業年度 (2023 年 12 月 31 日)	当中間会計期間 (2024 年 6 月 30 日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	24,780	16,441
短期借入金	50,000	—
1 年内返済予定の長期借入金	18,772	14,512
リース債務	1,347	1,930
未払金	37,721	55,775
未払費用	1,499	2,689
未払法人税等	13,976	17,465
未払消費税等	14,144	14,454
前受金	1,486	27,001
預り金	7,073	4,061
賞与引当金	7,000	9,000
流動負債合計	177,803	163,331
固定負債		
長期借入金	15,039	7,523
リース債務	1,347	5,483
退職給付引当金	59,056	59,461
役員退職慰労引当金	63,230	64,790
固定負債合計	138,673	137,257
負債合計	316,476	300,589

(単位：千円)

	前事業年度 (2023 年 12 月 31 日)	当中間会計期間 (2024 年 6 月 30 日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	25,000	43,000
資本剰余金		
資本準備金	10,270	10,270
資本剰余金合計	10,270	10,270
利益剰余金		
利益準備金	5,000	5,783
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	46,845	69,462
利益剰余金合計	51,845	75,245
自己株式	△1,000	△1,000
株主資本合計	86,115	127,515
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	1,304	304
評価・換算差額等合計	1,304	304
新株予約権	571	571
純資産合計	87,990	128,392
負債純資産合計	404,467	428,981

②【中間損益計算書】

(単位：千円)

	当中間会計期間 (自 2024 年 1 月 1 日 至 2024 年 6 月 30 日)
売上高	402,789
売上原価	278,247
売上総利益	124,542
販売費及び一般管理費	※ 1 85,994
営業利益	38,547
営業外収益	
受取利息	0
受取配当金	318
受取保険金	428
助成金収入	160
その他	62
営業外収益合計	970
営業外費用	
支払利息	140
営業外費用合計	140
経常利益	39,377
特別利益	
投資有価証券売却益	8,031
特別利益合計	8,031
税引前中間純利益	47,409
法人税、住民税及び事業税	17,514
法人税等調整額	△1,344
法人税等合計	16,169
中間純利益	31,239

【中間製造原価明細書】

区 分	注 記 番 号	当中間会計期間 (自 2024 年 1 月 1 日 至 2024 年 6 月 30 日)	
		金額(千円)	構成比
I 労務費	※ 1	157,631	81.3
II 外注費		24,864	12.8
III 経費		11,334	5.9
中間総製造費用		193,830	100.0
中間製品製造原価		193,830	

※ 1 主な内訳は次のとおりです。

項目	当中間会計期間 (自 2024 年 1 月 1 日 至 2024 年 6 月 30 日)
旅費交通費	1,294
事務用品費	2,467
賃借料	4,024
水道光熱費	1,167

(原価計算の方法)

個別原価計算を採用しております。

③【中間株主資本等変動計算書】

当中間会計期間（自 2024 年 1 月 1 日 至 2024 年 6 月 30 日）

（単位：千円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	25,000	10,270	10,270	5,000	46,845	51,845	△1,000	86,115
当中間期変動額								
新株の発行	18,000							18,000
剰余金の配当				783	△8,622	△7,839		△7,839
中間純利益					31,239	31,239		31,239
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）								
当中間期変動額合計	18,000	—	—	783	22,617	23,400	—	41,400
当中間期末残高	43,000	10,270	10,270	5,783	69,462	75,245	△1,000	127,515

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	1,304	1,304	571	87,990
当中間期変動額				
新株の発行				18,000
剰余金の配当				△7,839
中間純利益				31,239
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	△999	△999	—	△999
当中間期変動額合計	△999	△999	—	40,401
当中間期末残高	304	304	571	128,392

④【中間キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	当中間会計期間 (自 2024 年 1 月 1 日 至 2024 年 6 月 30 日)
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前中間純利益	47,409
減価償却費	2,270
賞与引当金の増減額 (△は減少)	2,000
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	404
役員退職慰労引当金の増減額 (△は減少)	1,560
受取利息及び受取配当金	△319
支払利息	140
受取保険金	△428
投資有価証券売却益	△8,031
売上債権の増減額 (△は増加)	95,873
棚卸資産の増減額 (△は増加)	1,381
仕入債務の増減額 (△は減少)	△8,339
その他資産の増減額 (△は増加)	88
その他負債の増減額 (△は減少)	42,050
小計	176,061
利息及び配当金の受取額	319
利息の支払額	△135
法人税等の支払額	△14,025
営業活動によるキャッシュ・フロー	162,220
投資活動によるキャッシュ・フロー	
投資有価証券の売却による収入	20,201
投資有価証券の取得による支出	△1,114
保険積立金の解約による収入	2,106
保険積立金の積立による支出	△2,388
投資活動によるキャッシュ・フロー	18,804
財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入金の純増減額 (△は減少)	△50,000
ファイナンス・リース債務の返済による支出	△953
長期借入金の返済による支出	△11,776
株式の発行による収入	18,000
配当金の支払額	△7,839
財務活動によるキャッシュ・フロー	△52,568
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	128,455
現金及び現金同等物の期首残高	41,595
現金及び現金同等物の期末残高	※ 170,051

【注記事項】

【重要な会計方針】

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品

個別法による原価法

（貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）

3. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

当社は定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 10～50年

工具、器具及び備品 3～15年

無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しています。

4. 引当金の計上基準

賞与引当金

従業員の賞与支給にあてるため、支給見込額に基づき当事業年度負担額を計上しております。

退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しております。

5. 収益及び費用の計上基準

当社のソフトウェア受託開発業務等では、受託開発等の進捗に応じて一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断していることから、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。また、コンピュータ機器類等の販売では、顧客に商品を引き渡した時点で履行義務が充足されると判断し、顧客に商品を引き渡した時に収益を認識しております。なお、取引の対価を受領する時期は契約条件ごとに異なるものの、取引価格に重要な金融要素を含む契約はありません。

6. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(中間貸借対照表関係)

※ 1 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (2023年12月31日)	当中間会計期間 (2024年6月30日)
有形固定資産の減価償却累計額	16,770千円	18,730千円

(中間損益計算書関係)

※ 1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	当中間会計期間 (自 2024年1月1日 至 2024年6月30日)
役員報酬	9,792千円
給与手当	31,664千円
手数料	15,153千円
減価償却費	2,270千円
賞与引当金繰入額	1,575千円
役員退職慰労引当金繰入額	1,560千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間 (自 2024 年 1 月 1 日 至 2024 年 6 月 30 日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数 (株)	当中間会計期間 増加株式数 (株)	当中間会計期間 減少株式数 (株)	当中間会計期間末 株式数 (株)
普通株式	41,000	4,359,000	—	4,400,000

(注) 1. 2024 年 3 月 29 日付で普通株式 1 株を 100 株に分割しております。

2. 2024 年 3 月 29 日を払込期日とする有償第三者割当による増資により、発行済株式総数が 300,000 株増加しております。

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数 (株)	当中間会計期間 増加株式数 (株)	当中間会計期間 減少株式数 (株)	当中間会計期間末 株式数 (株)
普通株式	2,000	198,000	—	200,000

(注) 1. 2024 年 3 月 29 日付で普通株式 1 株を 100 株に分割しております。

3. 新株予約権に関する事項

区分	新株予約権 の内訳	新株予約権 の目的とな る株式の種 類	新株予約権の目的となる株式の数 (株)				当中間会計 期間末残高 (千円)
			当事業 年度期首	当中間会計 期間増加	当中間会計 期間減少	当中間会計 期間末	
提出会社	ストック・ オプション としての新 株予約権	—	—	—	—	—	571
合計		—	—	—	—	—	571

4. 配当に関する事項
(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の 総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2024年3月29日 定時株主総会	普通株式	7,839	利益剰余金	201.07	2023年12月31日	2024年3月29日

(注) 2024年3月29日付で普通株式1株を100株に分割しております。「1株当たり配当額」につきましては、当該株式分割前の実際の配当金の額を記載しております。

(2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間の末日後となるもの
該当事項はありません。

(中間キャッシュ・フロー計算書関係)

※現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に記載されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

当中間会計期間 (自 2024年1月1日 至 2024年6月30日)	
現金及び預金勘定	170,051千円
現金及び現金同等物	170,051千円

(金融商品関係)

1. 金融商品の時価等に関する事項

中間貸借対照表計上額(貸借対照表計上額)、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度(2023年12月31日)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
投資有価証券	15,146	15,146	—
資産計	15,146	15,146	—
長期借入金(1年内返済予定を含む)	33,811	33,622	188
負債計	33,811	33,622	188

(※1)「現金及び預金」、「受取手形」、「売掛金」、「買掛金」、「短期借入金」、「未払金」及び「未払法人税等」は、現金であること及び短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、またリース債務は重要性が乏しいことから、記載を省略しております。

当中間会計期間(2024年6月30日)

	中間貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
投資有価証券	2,570	2,570	—
資産計	2,570	2,570	—
長期借入金(1年内返済予定を含む)	22,035	21,938	96
負債計	22,035	21,938	96

(※1)「現金及び預金」、「受取手形」、「売掛金」、「買掛金」、「未払金」及び「未払法人税等」は、現金であること及び短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、またリース債務は重要性が乏しいことから、記載を省略しております。

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で中間貸借対照表に計上している金融商品

前事業年度（2023年12月31日）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	13,800	—	—	13,800
投資信託	—	1,346	—	1,346
資産計	13,800	1,346	—	15,146

当中間会計期間（2024年6月30日）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	1,116	—	—	1,116
投資信託	—	1,454	—	1,454
資産計	1,116	1,454	—	2,570

(2) 時価で中間貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

前事業年度（2023年12月31日）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	—	33,622	—	33,622
負債計	—	33,622	—	33,622

当中間会計期間（2024 年 6 月 30 日）

区分	時価			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
長期借入金	—	21,938	—	21,938
負債計	—	21,938	—	21,938

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル 1 の時価に分類しております。市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約又は買戻請求に関して市場参加者からのリスク対価を求められるほどの重要な制限がないため基準価額を時価としており、レベル 2 の時価に分類しております。

長期借入金（1 年内返済予定含む）

長期借入金（1 年内返済予定含む）の時価は、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値によっており、レベル 2 の時価に分類しております。なお、長期借入金のうち、変動金利によるものは、時価と期末簿価が近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（有価証券関係）

1. その他有価証券

前事業年度（2023 年 12 月 31 日）

区分	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	(1) 株式	13,800	11,850	1,949
	(2) その他	1,148	1,111	37
	小計	14,948	12,962	1,986
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	(1) 株式	—	—	—
	(2) その他	197	200	△2
	小計	197	200	△2
合計		15,146	13,162	1,983

当中間会計期間（2024 年 6 月 30 日）

区分	種類	中間貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
中間貸借対照表計上 額が取得原価を超え るもの	(1) 株式	1,116	781	334
	(2) その他	1,255	1,124	130
	小計	2,372	1,906	465
中間貸借対照表計上 額が取得原価を超え ないもの	(1) 株式	—	—	—
	(2) その他	198	200	△1
	小計	198	200	△1
合計		2,570	2,106	463

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名
該当ありません。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報
顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、次のとおりであります。

	当中間会計期間 (自 2024年1月1日 至 2024年6月30日)
システム開発サービス	297,496
SI サービス	104,138
その他	1,155
顧客との契約から生じる収益	402,789
その他の収益	—
外部顧客への売上高	402,789

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報
「注記事項(重要な会計方針) 5. 収益及び費用の計上基準」に記載しております。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当中間会計期間末において存在する顧客との契約から当中間会計期間の末日(2024年6月30日)後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債(前受金)の残高等

	前事業年度 (2023年12月31日)	当中間会計期間 (2024年6月30日)
顧客との契約から生じた債権(期首残高)	154,398	159,471
顧客との契約から生じた債権(中間期末(期末)残高)	159,471	118,648
契約資産(期首残高)	6,296	63,830
契約資産(中間期末(期末)残高)	63,830	8,780
契約負債(期首残高)(前受金)	—	1,486
契約負債(中間期末(期末)残高)(前受金)	1,486	27,001

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社においては、契約期間が1年を越える重要な取引がないため、記載を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当中間会計年度(自 2024年1月1日 至 2024年6月30日)

当社は、システム開発事業の単一セグメントのため、記載を省略しております。

【関連情報】

当中間会計期間(自 2024年1月1日 至 2024年6月30日)

1. 製品及びサービスごとの情報

当社は、システム開発事業の単一セグメントのため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が中間損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

顧客の名称又は氏名	売上高（千円）	関連するセグメント名
株式会社三井E&S	189,044	システム開発事業
三井E&Sシステム技研株式会社	52,985	システム開発事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

当中間会計期間 (自 2024年 1 月 1 日 至 2024年 6 月30日)	
1 株当たり純資産額	30円43銭
1 株当たり中間純利益	7円62銭
潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益	—

(注) 1. 当社は 2024 年 3 月 29 日開催の当社株主総会の決議に基づき、2024 年 3 月 29 日付で普通株式 1 株につき 100 株の株式分割を行いました。期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1 株当たり純資産額及び 1 株当たり中間純利益を算定しております。

2. 潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため記載しておりません。

3. 1 株当たり中間純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当中間会計期間 (自 2024年 1 月 1 日 至 2024年 6 月30日)
中間純利益(千円)	31,239
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る中間純利益(千円)	31,239
期中平均株式数(株)	4,100,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権 3 種類(新株予約権の株式数 485,000 株)。詳細は「第 5 【発行者の状況】 1 【株式等の状況】 (2) 【新株予約権等の状況】」に記載しております。

(注) 1. 当社は 2024 年 3 月 29 日開催の当社株主総会の決議に基づき、2024 年 3 月 29 日付で普通株式 1 株につき 100 株の株式分割を行いました。期首に当該株式分割が行われたと仮定して、期中平均株式数を算定しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

第7【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第二部【特別情報】

第1【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

2024年 11 月 1 日

株式会社 NICS
取締役会 御中

イースト・サン監査法人

岡山県岡山市

指 定 社 員

業務執行社員

公認会計士

大田 洋一

指 定 社 員

業務執行社員

公認会計士

岡 友和

中間監査意見

当監査法人は、証券会員制法人福岡証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第 110 条第5項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社 NICS の 2024 年1月1日から 2024 年 12 月 31 日までの第 51 期事業年度の中間会計期間(2024 年1月1日から 2024 年6月 30 日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、中間キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社 NICS の 2024 年6月 30 日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間(2024 年 1 月 1 日から 2024 年6月 30 日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上